

寄 稿

21世紀日本に元号は必要か

飯島 滋明（名古屋学院大学、憲法学・平和学）

「日本国憲法」の天皇の地位や性質

「明治憲法」では「天皇」は祖先である「神」の遺志に基づく存在とされ（神權主義）、「神聖ニシテ侵スヘカラス」（3条）とされた。

明治憲法下の天皇は強大な権威や権力を有していたことに加えて、天皇（制）は戦争遂行を容易にするために権力者や軍に「悪用」された。明治憲法下の天皇制は、①憲法典施行期、②「大正デモクラシー」期、③アジア太平洋戦争への移行と終結、という①②③の段階で性質及び影響力を異にする（この分類は奥平康弘「二つの憲法と天皇—近代天皇制の過去・現在・未来」歴史科学協議会編『天皇・天皇制をよむ』（東京大学出版会、2008年）203頁を参考にした）。①の時期には天皇の権威は政治的領域だけではなく、「教育・宗教・出版などの文化領域」に及んだ。②の時期は「政党政治」が実現した結果、「天皇制は事実上、國務大臣の議会に対する責任の原則に裏付けられた、イギリスと同じような議会君主制として機能した」（芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法 第六版』（岩波書店、2015年）21頁）。ただ、②の時期にも③の萌芽となる出来事や社会現象は存在し、③の時期には、権力者は天皇の権威を社会・思想・文化・私生活の隅々まで浸透させた。上記①②③すべての段階で「生命を軽んじ、天皇のために死ぬことこそ日本男児の使命だとする考え方を、公教育の中で徹底させた。いわば死ぬことが日本人の美学であり、天皇に命を捧げることが最高の美徳」とされた（藤原彰『飢死した英靈たち』（青木書店、2006年）192－3頁）。そして③の段階では、「天皇を大元帥として戴く軍隊は『皇軍』とほぼ同質の権威が分与され、軍のあり方に対する批判までが『反軍的』という一語のレッテルで『非国民』『國賊』と同様の迫害にさらされた」（家永三郎『戦争責任』（岩波書店、1985年）277頁）。日本軍の作戦の場面でも、フィリピン沖海戦で1944年10月25日からはじまった「神風特攻隊」に関して昭和天皇は「よくやった」と語ったが、この発言が「前線部隊に伝えられ、さらなる特攻作戦を強行させる重要な要因の一つとなった」（山田朗『昭和

天皇の戦争』（岩波書店、2017年）237頁）。1945年3月からはじまる沖縄戦でも、「沖縄を守備する第32軍に無理やり攻勢作戦をとらせたのは、明らかに天皇の意志」であり、その結果、「中途半端な攻勢作戦を行い無用な消費をしてしまう」などの昭和天皇の戦争への関与に加え、「〈大和〉の出撃については、むしろ天皇の言葉が利用された」（山田朗前掲書247－250頁）。昭和天皇は個々の作戦に命令を下しただけではなく、戦争遂行にも利用された。

明治憲法の天皇制が日本の民主的傾向を阻止し、個人の権利・自由を根底から侵害・蹂躪する役割を果たしたこと、アジア・太平洋戦争では昭和天皇が作戦を命令するなどの戦争への積極的関与に加え、権力者や軍により戦争遂行を容易にするために天皇（制）が悪用された歴史を踏まえると、日本国憲法の象徴天皇制は明治憲法の天皇制との断絶が求められる。日本国憲法の「象徴天皇制」に関しては、旧憲法の象徴的性格を再確認したと解する「確認説」ではなく、旧憲法とは全く異なる、新たな「象徴天皇制」を現憲法が創設したとする「創造説」が適切となる。また、「象徴」の法的意味に関しては法的意味を否定する「無意味説」ではなく、「象徴」には法的意味があるとする「有意味説」（通説）が適切な解釈となる。つまり日本国憲法で天皇に付与された「象徴」にはまず、天皇が政治的権能を持つことを禁止するという法的意味、次に天皇が「君主」でも「元首」でもないことを確認する法的意味がある。「基本的人権」「国民主権」「平和主義」を基本原理とする日本国憲法下では、天皇（制）の法的・社会的・文化的影響力を無力化する必要がある。

「元号」とは「時の支配」だ

次に「元号」制について確認する。紀元前115年頃、前漢の武帝が「建元」という元号を定めたのが「元号」のはじまりとされる。その後、「元号」は中国周辺に広がり、日本にも導入された。日本では「大化」という年号が最初に使用され（ただし後述の事情で「大宝」を最初とする異論もある）、その後、大宝律令の制定までの半世紀の間、「朱

雀」「白鳳」の年号が使われただけであった。しかし文武天皇が治世の半ばで「大宝」の年号を使用してから現在まで、日本では年号が使われている。天皇一代の間に何度も改元されるのが通常であったが（後醍醐天皇や後花園天皇のときには8回も改元された）、慶応4年9月8日（1968年10月23日）、明治天皇が「一世一元の詔」を発した。「一世一元」の制度も中国（明朝）の制度に倣ったものである。1889年2月11日に公布された「皇室典範」12条では「践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」とされた。こうして「皇室典範」や「登極令」を根拠に、「元号」は天皇支配を強化するために利用された。

一方、日本国憲法下で制定された「皇室典範」には元号に関する規定ではなく、元号は法的根拠を失った。ところが天皇の権威強化を求める自民党は1979年に「元号法」を成立させた（本稿は仁藤敦史「年号と元号」歴史化学協議会編『天皇・天皇制をよむ』（東京大学出版会、2008年）、米田雄介編『歴代天皇年号辞典』（吉川弘文館、2013年）、山本博文『元号』（悟空出版、2017年）等参照）。

21世紀日本に元号は必要か

今まで紹介したような日本国憲法における天皇（制）の法的性格、「元号」に関する歴史的背景を踏まえると、「21世紀日本に元号は必要か」との設問には以下のような回答になろう。

（1）天皇（制）との関係で

もともと「元号は、天皇（皇帝）がその決定権を有し、空間だけではなく、時間をも支配することを象徴する行為である」（上記仁藤敦史「年号と元号」10頁）。「神權主義」に基づく「明治憲法」には「元号」はふさわしい制度かもしれない。一方、権力者が「時」も支配するとの考えを背景にもつ「元号」制は、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法とは相容れない。にもかかわらず、神權主義的天皇（制）イデオロギーの呪縛に今なお固執する勢力は今も天皇（制）の利用を主張する。たとえば「超法規的発言」で有名な栗栖博臣氏（元統幕議長）は「自衛隊は天皇と疎遠されている。……首相が訓示で、精強な部隊たれといくら要望しても無意味である。天皇を元首として身近に仰ぐことが、使命感を高め士気を鼓舞する所以である」と述べている（栗栖弘臣『日本国防軍を創設せよ』（小学



館文庫、2000年）9頁）。こうした反民主的、反平和主義的存在に天皇（制）が悪用されないためにも、天皇（制）の政治的・社会的影響力を高める可能性をもつ「元号」使用は適切ではない。

（2）実質的に「元号」を決定する内閣との関係で

さらに現在、「元号」に関しては天皇（制）以外の問題も生じる。元号法1条では「元号は、政令で定める」とされている。つまり内閣が「元号」を決めることになる。ここで水島朝穂・早稲田大学教授の「直言ニュース 元号は政権の私物なのか（2019年2月11日付）」を紹介する。水島教授は「直言」で『「いつ」「なにを』公表するかが首相の一手に握られているため、元号まで『権力の誇示』の装置として使われています。官邸機関紙〔産経新聞のこと。飯島補足〕は『安久』が一番と『予想』しています」と指摘する。『安久』に関して水島教授は「まさか『安倍晋三幾久しく』ではあるまい」と警鐘を鳴らす（太字は水島教授による強調）。たとえば内閣法制局長官や最高裁判所の判事を決める際、それまでの慣行を無視して安倍首相の眼鏡にかなう人物を指名するという、国家の「私物化」をしてきた安倍首相。こうした安倍首相が元号制定の際に「私利私欲」を挟まない保証があるか。安倍の「安」が含まれる「元号」でないとしても、安倍政権下で決められた元号を数十年間も使用せざるを得ない状況、時の内閣が「元号」を決定し、その元号使用を日本の市民が余儀なくされる状況に納得できるか。「国民主権」が基本原理とされる日本国憲法下では、時間を支配するのは「天皇」でも「内閣」でもない。特定の個人が「時も支配する」という発想を根底にもつ「元号」制の存続は、民主主義を促進する国際社会の流れにも逆行する。「元号」制や「一世一元」制発祥の地である中国、そして中国の影響で元号を使っていた周辺の国々でも元号はすでに使われておらず、東アジアで「元号」制を残しているのは日本だけである。日本国憲法との関係や国際社会の動向を踏まえると、「元号」は国際社会の流れに逆行し、「時代遅れ」の制度と言えよう。